国会事項

衆議院

議案提出
一月八日議員から提出した議案は次のとおりである。
北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案（河村建夫外十五名提出）
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。
平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書（添付書類）
平成二十六年度国有財産検査報告
平成二十六年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書
平成二十六年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

要求書受領
一月八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案　河村建夫外十五名

決議送付
一月八日大島議長から安倍内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。
北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議

質問書提出
一月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
政策判断と法的判断に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
軽減税率導入に伴う総合合算制度の取りやめ等に関する質問主意書（長妻昭提出）
ミサイル防衛に関する質問主意書（長妻昭提出）
介護離職ゼロと介護職離職に関する質問主意書（長妻昭提出）
安全保障法制の国民への説明に関する質問主意書（初鹿明博提出）
ＴＰＰ参加に関心を示す国、地域に関する質問主意書（初鹿明博提出）
集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更等に係る経緯に関する質問主意書（岡田克也提出）
介護職員の人材確保に関する質問主意書（初鹿明博提出）
半数が貧困状態にある、ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

議事日程　第一号
平成二十八年一月八日（金曜日）
午後零時十分　本会議

第一　北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案（松山政司君外十四名発議）（委員会審査省略要求）

議案提出
一月八日議員から次の議案が提出された。
北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案（松山政司外十四名発議）
また、同日内閣から次の議案が提出された。
平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

要求書提出
一月八日発議者から、次の議案については委員会審査省略要求書が提出された。
北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案（松山政司外十四名発議）

決議送付
一月八日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。
北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議

質問主意書提出
一月八日議員から次の質問主意書が提出された。
石垣島への自衛隊配備の問題に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一一号）

官庁報告

通運

海事補佐人の登録
海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。
平成二十八年一月十三日
海難審判所長　小寺　俊秋

登録番号	氏名	登録年月日
二三九八	大田　耕司	二七・一〇・一三
二三九九	嶋原　洋平	〃・一一・二〇
二四〇〇	東　攻	〃・一一・一四

国家試験

平成28年度弁理士試験公告
弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、平成28年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。
平成28年１月13日　工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

1　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。
なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題する。

2　試験の期日
(1)　短答式筆記試験　平成28年５月22日（日）
(2)　論文式筆記試験　短答式筆記試験に合格した者について、平成28年７月３日（日）に必須科目を、平成28年７月24日（日）に選択科目を行う。
(3)　口述試験　論文式筆記試験に合格した者について、平成28年10月下旬に行う。
なお、詳細な口述試験の期日は、４月中に官報で公告する。
(4)　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

3　受験地
(1)　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡
(2)　論文式筆記試験　東京及び大阪
(3)　口述試験　東京
※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月中に官報で公告する。

4　合格発表
(1)　短答式筆記試験　平成28年６月13日（月）（予定）
(2)　論文式筆記試験　平成28年９月28日（水）（予定）
(3)　最終合格　平成28年11月９日（水）（予定）

5　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
(1)　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）
(2)　写真（受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5cm×横3.5cmの大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）
(3)　12,000円の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）
(4)　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面
①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）
②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）
③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）
④　第11条第４号を証明する書面
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書